

スリナム政府は、7月24日から8月6日まで間の同国の渡航規制措置等を以下のとおり発表しました。また、今次発表により、ワクチン完全接種者の入国後7日間の自主検疫勧告、必要不可欠な渡航者及び職業従事者に対する規制措置の免除が追加されました。

1 ワクチン完全接種者

渡航前の入国許可の取得は不要となり、義務的検疫措置の対象外となる。入国時には、ワクチン完全接種証明書、スリナムへの渡航フライト出発前72時間以内に受けたPCR検査陰性証明書及び有効な渡航書類の保持が必要。渡航者には、到着後の7日間自主、自宅検疫が望まれ、出国時には、ワクチン完全接種証明書の提示が必要となる。

2 ワクチン未接種者及びワクチン不完全接種者

渡航には外務省の事前許可が必要となり、必要不可欠な目的または帰国目的に限り、渡航が可能となる。また、スリナムへの渡航フライト出発前72時間以内に受けたPCR検査陰性証明書の保持が必要となり、到着後には、保健省が定めた7日間のホテルでの義務的検疫措置が課される。

出国時は、出生国もしくは居住地、または国籍国への渡航を条件に出国が可能となる。

3 フライトを許可する国及び条件

(1) オランダ、カリブ諸国、ガイアナ、仏領ギアナ、米国

人及び貨物の出入国

(2) ブラジル、キューバ、ドミニカ共和国

貨物往来及び人は出国のみ

(3) ハイチ

人の出入国不可

4 ガイアナ及び仏領ギアナからの物資及び必要不可欠な水路渡航は、水曜日と金曜日のみ許可される。

5 スリナム政府は、必要不可欠な渡航者及び職業従事者（海外駐在員、外交官、政府関係者、医師及び医療関係者）に対して、規制措置を免除することができる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

参考：

スリナム政府ホームページ

<https://covid-19.sr/nieuwe-covid-maatregelen-avondklok-gaat-21-00-uur-in/>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

【問い合わせ先】 在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street, St. Clair, Port of Spain, Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

E-mail：ryouji@po.mofa.go.jp

当館は、セントクリストファー・ネービス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。